

# 水戸市立寿小学校 いじめ防止基本方針（R5 概要）



## いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。なお、起きたった場所は学校の内外を問わない。



## いじめ防止への理念

「いじめはどの子にも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通理解のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校作りを推進する。

## 未然防止～いじめを生まない、許さない学級づくり～

- ① 人権教育を充実し、安心して生活できる学級・学校風土の創出
  - ・豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
  - ・自己肯定感や自尊感情を高める指導
- ② 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
  - ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
  - ・「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- ③ いじめを許さない指導の充実
  - ・いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
  - ・「いじめに関する授業」の実施
- ④ 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成
  - ・互いに認め合う態度を育む取組
  - ・子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- ⑤ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
  - ・保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」



## 早期発見～いじめを見える化できる学校づくり～

- ① 「いじめ」予防のための授業
  - ・「シンキングエラー」の具体例を示す
  - ・ふれあい day
- ② SOS を発信しやすい環境づくり
  - ・いじめ対応策「や・は・た」の周知
  - ・SOS 発信の必要（道徳・学級指導）
- ③ いじめの早期発見に向けて
  - ・相談ポスト（紙・オンライン）の設置
  - ・アンケート実施
  - ・本人・保護者から相談しやすい関係づくり
- ④ 児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築
  - ・いじめ対策組織（担任・学年・生徒指導・養護教諭・管理職・SC・SSW）

## 早期対応～いじめを解消・繰り返さない学校づくり～

- ・「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底を図る。
- ・保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る。
- ・外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応する。

## いじめの重大事態

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等についてありのままに伝え、説明責任を果たす。
- ・いじめを受けた児童の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童との関係回復のための取組を行う。

## 相談窓口



★寿小学校

☎029(241)0854

★子どもホットライン(茨城県)

☎029(221)8181

★いじめ・青少年相談電話

☎029(244)1347

★子どもの教育相談（茨城県）

☎0296(71)3870

★水戸市総合教育研究所教育相談

☎029(244)6730

★茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター

☎029(221)5550